

相続を「法人化」で乗り切る 相続対策に有効な資産所有会社とは？

「想族対策」にはいろいろな手法がありますが、今回はその一つ「法人化」について成功事例を交え詳しくお伝えいたします。

法人を一つ作ることで、所得税対策が可能となり、また相続時においても資産所有会社はとても優秀な働きをしてくれます。

法人が、相続税対策上有効となる効果には、個人で所有する相続財産を資産所有会社へ移転することで、相続税を減らすことができたり、土地の相続税評価額を引き下げる効果、また金融資産の生前贈与という側面もあります。

また、不動産を個人で所有するオーナーの皆様にとって大きな負担となるのは、所得税です。所得税は累進課税であるために、毎年の所得金額が多ければ多いほど、税率も高くなります。資産所有会社を設立し、この法人で不動産を運営することで、所得税負担を軽減することも可能となります。「法人化」についての疑問点、全てお答えします。



セミナー講師

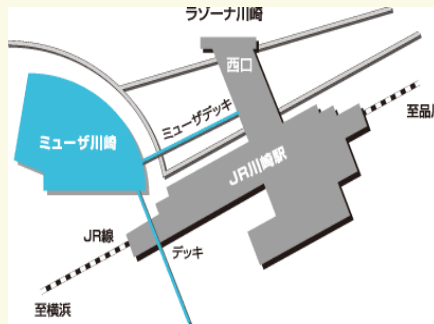
株式会社財産ドック

加藤 豊

【資格】 不動産コンサルティングマスター、相続対策専門士
宅地建物取引士、ファイナンシャルプランナー
賃貸不動産経営管理士、相続アドバイザー
家族信託専門士、投資不動産取引士

相続対策、借地借家、土地・建物有効利用等の問題を
主な相談業務としており、中でも理念の1つでもある
「あるものを活かす」資産の有効活用は各方面から
定評を頂いている。

日時： 2017年 4月15日(土)
14:00～16:20 (受付13:30～)
会場： ミューザ川崎 会議室3



川崎駅西口より
徒歩1分

ミューザデッキから
ミューザ川崎2階に入り、
中央の大エスカレーターで
4階へ。
右手に総合受付があり、
会議室はその奥です。

財産ドック

1993年創業。貸地・借地・有効利用などの不動産に絡む相続対策に
強みを持つ専門家集団。

北海道から九州まで全国47拠点の相談センターを展開。
税理士、弁護士、司法書士、測量士などの専門家集団によるチーム
コンサルタントで、相続にまつわる問題をワンストップで解決。
税金対策にとどまらない不動産の特性を考慮した対策で、様々な問
題を解決に導く。

人間ドックと同じように財産も年に一度は健康診断が必要とのコンセ
プトから、地域の人たちの財産を守るためのアドバイスを行っている。

【講師著書】

「税理士が教えてくれない
不動産オーナーの相続対策」

(株)財産ドック 編著を幻冬舎から出版。

不動産の相続対策について、
弊社の豊富な事例から、税理士
弁護士などの専門家が見落とし
がちな対策や効果的な方法をご
紹介。
全国書店・アマゾンにて発売中。



参加申込み方法

左記お電話もしくはFAX
またはメールにてお申込みくださいませ。

株式会社財産ドック(本部) Tel: 044-541-1121 Fax: 044-542-2860
(横浜中) Tel: 045-252-4480 Fax: 045-252-4475
(川崎北) Tel: 044-755-1818 Fax: 044-751-7553

メールアドレス : info@zaisandoc.jp

参加者名	住所	電話